

一般社団法人日本膵臓学会 学術集会に関する規則(定款施行細則第 2 号)

(学術集会)

第 1 条 学術集会は年 1 回開催される。

- 2 前項によるもののほか、理事会の決議を経て必要に応じて学術集会、研究会等を開催することができる。

(学術集会会長、同次期会長及び同次々期会長の設置)

第 2 条 学術集会を主催するために、学術集会会長(以下会長)1 名、同次期会長(以下次期会長)1 名、同次々期会長(以下次々期会長)1 名を置く

(会長、次期会長及び次々期会長の職務)

第 3 条 会長は、学術集会を主宰する。次期会長及び次々期会長は、会長を補佐する。

- 2 会長は、当該年度の評議員会及び定時会員総会の議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、理事会の決議を経てすみやかにその職務を代行する者を推薦し、評議員会の承認を受ける。
- 4 会長及び次期、次々期会長が理事でない場合は、当該年度に開催される理事会にオブザーバーとして出席することができる。

(会長、次期以降の会長予定者の選任と任期)

第 4 条 会長及び次期以降の会長予定者は、理事会の推薦する評議員の中から、評議員会において選出される。

- 2 会長及び次期会長には、それぞれ次期会長及び次々期会長であった者が、学術集会終了の翌日をもって就任する。
- 3 会長、次期会長及び次々期会長の任期は、それぞれ 1 年とする。ただし、会長の再任は認めない。任期は学術集会終了の翌日から、次期学術集会終了の日までとする。
- 4 次期会長または次々期会長に事故があるときは、新たに理事会の推薦する評議員の中から、評議員会において選出される。

(学術集会事務局幹事)

第 5 条 学術集会の運営を円滑に行うために、学術集会事務局幹事をおくことができる。

- 2 学術集会事務局幹事は、原則として会長及び次期、次々期会長の所属機関の会員(任期 1 年)各 1 名とする。
- 3 学術集会事務局幹事は、当該学術集会会長が任免する。

附 則

本施行細則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

この定款細則の一部を改正し、2021年7月16日から施行する。

この定款細則の一部を改正し、2022年9月29日から施行する。